

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月24日

【事業年度】 第84期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 住金物産株式会社

【英訳名】 Sumikin Bussan Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 天谷 雅俊

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島二丁目2番7号

【電話番号】 (06) 7634-8001

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目5番27号

【電話番号】 (03) 5412-5098

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画部長 前田 茂

【縦覧に供する場所】 住金物産株式会社 東京本社
(東京都港区赤坂八丁目5番27号)

住金物産株式会社 名古屋支社
(名古屋市中区栄一丁目3番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第84期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(2) ①～⑥省略

(訂正後)

(2) ①～⑥省略

⑦ その他当社定款規定について

イ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ロ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ニ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。